



Ad Enterprise INC.

利用規約

Ver.20170701A

株式会社 アド.エンタープライズ

ご契約される前に必ずお読みください。

この書面は、「特定商取引に関する法律」(第三章第三十七条一項)『連鎖販売取引』により交付することが義務づけられている「概要書面」です。

※この書面は、株式会社アド.エンタープライズの代理店を勧誘する際に、相手が 代理店登録をするかしないかに関わらず必ずお渡しください。

利用規約【株式会社アド.エンタープライズ アフィリエイト プログラム】

【1】会社概要

会社名:株式会社 アド.エンタープライズ

本社:〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島3丁目18番21号

NLC 新大阪 18号館 4-A

代表者:山下 理人

連絡先:0570-041-559(ナビダイヤル) FAX:06-7635-5723

事業内容:Web ショッピングモールのアフィリエイト募集

URL:<http://ad-enterprise.jp> Email:info@ad-enterprise.jp

【2】商品・サービスについて

株式会社アド.エンタープライズ(以降「会社」という)が提供するサービスは、会社が指定する Web ショッピングモール「タッチモール」の会員獲得をするアフィリエイト(成功報酬型広告)業務を行う為のアフィリエイトの募集です。

会社が指定する Web ショッピングモールが増加した場合や、その他の新しい情報等の告知に関しましては、随時「アフィリエイト専用マイページ」にて掲載するとともに、アフィリエイトが登録時に指定した Email へ更新情報を送信します。

【3】アフィリエイト登録にあたって

1. アフィリエイト登録する者は、会社の「アフィリエイトプログラム」に参加申し込みを行い、会社が承認した者を指します。
2. 会社のアフィリエイトプログラムに参加申し込みを行った時点で本規約の内容をすべて承諾しているものとします。
3. アフィリエイト登録するには、本書面に定める諸規約を遵守しなければなりません。
4. 法人による申込みの場合は、代表取締役または、代表社員及び代表者となる方のみとします。登録する法人に在籍する役員及び従業員の方の登録に関しては、個人としての登録になります。
5. アフィリエイト登録にあたっては、所定の登録申請フォームにより、氏名、住所、電話番号、報酬振込用預金口座(国内銀行に限る)、その他の事項について所定の項目を正しく会社に届出なければなりません。なお、登録後に氏名、住所、電話番号、報酬振込用預金口座その他事項の変更のある場合は、その都度所定の変更届により会社に届出るものとします。登録申請者と報酬振込預金口座名義人は同一でなければなりません。

【4】アフィリエイトの権利

1. アフィリエイトは、本規約の規定に従い、「会社の指定するWebショッピングモール(以降、「タッチモール」という)」のアフィリエイト登録申し込みの勧誘をし、実績に応じて所定の報酬を受け取ることができます。
2. アフィリエイトは「タッチモール」の会員を獲得することができ、獲得した実績に応じて報酬が発生します。
3. アフィリエイトは会社がアフィリエイト向けに開催する研修会やセミナーに参加することができます。

【5】アフィリエイトの責務

1. アフィリエイトは、会社が提供する資料をアフィリエイト活動以外に使用することはできません。また Web への公開または掲載はできないものとします。
2. アフィリエイトは独立した事業者であり、会社の従業員、共同経営者、又は当社との合弁事業者若しくは法律上の代表者には該当しません。また、事業に関する決定事項や収支に対しては自己責任を負うものとします。アフィリエイトは、独立した事業者であるので、当社のアフィリエイトであったという理由で失業保険を請求することはできません。
3. アフィリエイトはアフィリエイト活動をしなければならない義務を負うものではありませんが、アフィリエイト活動をする場合は本規約の規定のほか特定商取引に関する法律、その他関連法令を遵守しなければなりません。
4. アフィリエイトは他のアフィリエイトまたは、アフィリエイト希望者との間で、紛議または紛争が生じた場合は、速やかに会社に連絡し会社の指導に従い、迅速かつ、円満な解決をアフィリエイト自ら図るものとします。
5. アフィリエイトはパスワード(暗証番号)やクレジットカード番号等の個人情報に関して、第三者に知られることのないよう自己の責任において管理しなくてはなりません。アフィリエイトの責に帰する事由での当該情報流出による不正使用等の被害に対して会社は一切責任を負いません。
6. アフィリエイトは、自ら勧誘したアフィリエイト(法人にあたっては代表者)を支援するものとします。

【6】アフィリエイトの登録資格条件

登録費用と資格維持
登録費用：無料
資格維持：タッチモール会員であること (無料会員、レギュラー会員、VIP 会員問わない。)

1. アフィリエイト登録をすることが出来るのは本規約を熟読した国内の個人、法人とします。
2. 個人のアフィリエイトは登録時に満 20 歳以上でなければなりません。20 歳以上であっても成年被後見人、被保佐人、被補助人は登録することが出来ません。
※未成年者をはじめ、登録資格のない者を登録させた場合、紹介者への罰則として登録者本人と共に紹介者の登録も抹消します。
3. 外国人であるアフィリエイトは、日本語を十分に理解し、適法な在留資格に基づいて6カ月以上日本に滞在し一定住所に居住していなければなりません。
4. 会社において、アフィリエイトとして不適当と判断した場合は、登録の申込みを取り消すことがあります。登録の申込にあたっては、会社において審査を行い、それにより申込みを受付けない場合があります。
5. 本項1から4の規定によってアフィリエイトになる資格のない者が誤って、または同規定に違反して登録した場合、会社は、その登録にかかる契約をいつでも解除することが出来ます。
6. アフィリエイトは、登録に必要な情報が会社の指定するフォームによって入力、送信され申込が完了している方とします。
7. 次の項目に該当する方は、アフィリエイト登録が出来ません。
 - ① 既存アフィリエイトもしくはアド.エンタープライズ代理店の紹介のない方
 - ② 公務員、勤務先規定で二重就業が禁止されている方
 - ③ 健全なビジネス活動を行う上で会社が不適切と認めた方
8. 会社は審査の結果、アフィリエイトに参加申し込みをした者が以下のいずれかの項目に該当することがわかった場合、その者の参加を承認しないことがあります。
 - 参加申し込みをした者が実在しない、あるいは名義貸しにより、契約者と利用者が一致しない場合。
 - 参加申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあ

った場合。

- その他、会社がアフィリエイトとして不適当であると判断した場合。
9. 会社はアフィリエイトプログラムのサイトとしてふさわしくないものへの掲載に際して、成果報酬の支払いを拒否、アフィリエイト資格の登録を取り消すことが出来るものとする。ふさわしくないサイトは以下のようなサイトとする。
- 公序良俗に違反する内容を含むサイト。
 - 他人の名誉を侵害、または特定の個人や団体を誹謗中傷する記述を含むサイト。
 - 虚偽の URL 又は第三者の URL により登録したサイト
 - その他、会社がアフィリエイトサイトとしてふさわしくないと判断するサイト。

【7】禁止行為

1. 特定商取引に関する法律・その他の関連法令により、アフィリエイトが以下の禁止行為に該当する行為を行った場合、法の定める罰則が適用されます。また、会社が禁止行為に該当すると判断した場合、当アフィリエイトのアフィリエイト資格を抹消します。

アフィリエイト契約の締結について勧誘するに際し、またはアフィリエイト契約の解除を妨害するために以下に掲げる項目について、故意に事実を告げないまたは不実のことを告げる行為をしてはなりません。また、他のアフィリエイトまたは、アフィリエイト希望者に教唆してはなりません。

- ① クーリングオフを含むアフィリエイト契約の解除に関する事項
- ② 特定利益に関する事項
- ③ その他勧誘する相手の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項
- ④ 目的を明示しないで勧誘する行為
- ⑤ 登録資格がない者への登録及び勧誘行為
- ⑥ 長時間及び深夜にわたる勧誘行為
- ⑦ 特定利益など断定的な判断を提供し確実なことだと誤解させる行為
- ⑧ アフィリエイト登録申請書を本人に代わって作成、申請する行為

以上「特定商取引に関する法律」、その他関連法規ならびに本書面を遵守して活動してください。

2. アフィリエイト契約締結の為、またはアフィリエイト契約の解除を妨害する為に相手を威迫して困惑させるような行為や、勧誘目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘引して勧誘してはなりません。また、他のアフィリエイトまたは希望者に教唆してはなりません。
3. 商標、商号の使用は、会社及び商品・サービスのロゴ、商標、意匠または会社が発行した印刷物及びデータ等を使用する場合は、事前に会社の承諾を得なければ

ばなりません。

4. 当該ビジネスと偽って他のビジネス等の説明・勧誘をしてはなりません。
会社主催のセミナーや研修会、電話、メール等において、会社役員及び従業員、会社に関係する者すべての写真や氏名を含むすべてを公共の場(インターネットサイト全てにおいて使用若しくは認識できるような形態)において表示することはできません。この場合、如何なる理由があろうとも損害賠償を請求されるものとします
5. 会社が提供する広告表示用の HTML ソースをアフィリエイトおよび第三者が改変してはなりません。
6. 報酬を目的としてアプリインストール行為を強要・嘆願する言葉、及びユーザーに誤解を与えるような言葉を記述してはなりません。このような行為が認められた場合は、報酬の支払いを凍結した上で、登録を削除することがあります。
7. 会社が提供する広告表示用の HTML ソースが会社により認定された掲載サイト以外のサイトでバナー広告が掲載されていた場合、アフィリエイトの登録を取り消すことができるものとします。
8. アフィリエイトは、電子メールでのスパム行為、掲示板への書き込み等による宣伝行為、またそれ以外の方法・手段による第三者への迷惑行為に該当する宣伝行為をしてはなりません。また、上記の行為を行っているアフィリエイトもしくはアフィリエイトのサイトに対して、会社は報酬の支払いを拒否する権利を有し、アフィリエイトの登録を取り消すことができるものとし、アフィリエイトは一切の意義を申し立てないものとする。
9. 広告掲載期間満了または掲載の拒否によるテキストリンクの中止アフィリエイトは、広告期間が終了した場合には、アフィリエイトのウェブサイト上にあるテキストリンクの掲載を中止しなければならない。
10. 他のアフィリエイトが誘導し、正規に報酬を受け取るべき報酬を機械的等の手法により搾取する行為をしてはいけません。
11. 自分もしくは家族、親族、知人、友人、屋号、法人の名義でアフィリエイト、サブアフィリエイト登録する行為。また、会社がアフィリエイトとして不相当と判断する行為が発覚した場合、また、悪質な場合は報酬の支払い差し止めや登録を削除することがあります。
12. 自らの購入目的で、自分もしくは家族、親族、知人、友人、屋号、法人のアフィリエイト登録から商品・サービスを購入する行為(自己アフィリエイト)をしてはいけません。
13. アフィリエイトは常に自己のサイトを適切な状態に管理し、違法行為や公序良俗に反する行為等が行われないう、注意しなければならない義務を負うこととします。

【8】アフィリエイトの報酬(特定利益)と取得条件

アフィリエイトはアフィリエイトもしくは、タッチモールユーザーの募集を行うことで、本書面で定める報酬プランに則って報酬を受取ることができます。

【9】ユーザー開拓報酬

1. アフィリエイトは下記一覧の報酬を受取ることができます。

項目	アフィリエイトボーナス
課金ユーザー 開拓ボーナス	課金 300 円(税別)に対する 10% (30 円/人)
グループ 課金ユーザー 開拓ボーナス	課金 300 円(税別)に対する 2% (6 円/人) の 2 レベルまで

2. アフィリエイトが直接開拓したタッチモールユーザーに対してタッチモール内の月毎の課金が発生した場合、課金のうち 300 円(税別)分に対して課金報酬率 10%の報酬が発生します。
3. アフィリエイトがアフィリエイトを構築(「傘下アフィリエイト」という)している場合、傘下アフィリエイトにおいて、課金報酬を受取るアフィリエイトより上位 2レベルまでのアフィリエイトに課金額うち 300 円(税別)に対して 2%の報酬が発生します。

【10】報酬のお支払い方法

1. 当月締め翌月 25 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、ご指定の口座にお振込みいたします。
2. 振込事務手数料 500 円(税別)を 1 回の送金に対して報酬より差し引かせていただきます。
3. 報酬金額が 3,000 円(税別)未満の場合、翌お支払日以降に繰越しとなります。

【11】アフィリエイト登録の退会・契約解除について

アフィリエイトはいつでも任意に登録にかかる契約を解除することができます。

解除の為の費用はかかりません。解除を希望される場合は、必要事項(アフィリエイト登録解除日、アフィリエイト登録種別、氏名、住所、電話番号、捺印)をご記入の上、会社まで郵送または FAX でお送りください。

任意で登録を解除したメンバーは解除が効力を発生した日から6カ月を経過するまで、アフィリエイトとして新たに登録を申請することは出来ません。任意解除するアフィリエイトは、アフィリエイトとしてのすべての権利、特典を失います。アフィリエイトが登録を解除し、新たに登録を申請した場合、当社はこの申請を拒否する権利を有します。会社はクーリングオフの場合、中途解約の場合、および特定商取引に関する法律・その他関連法令により定められている場合等を除き、受領した登録代金、毎月の課金料、その他の料金等は理由の如何を問わず返金しないものとします。

【12】合意管轄

会社とアフィリエイトとの間で生じた紛議については、大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

【13】クーリングオフについて

アフィリエイト登録完了メールの到着日より 20 日間以内であればクーリングオフ制度に基づき無条件解約することができます。その場合、違約金及びその他の費用は一切請求致しません。

① クーリングオフのお手続きは、必ず官製はがきにて必要事項(アフィリエイト登録解除日、氏名、住所、電話番号、捺印)をご記入の上郵送願います。消印日よりクーリングオフの効力が生じます。

※完成はがき以外の電話、FAX、口頭、メール等々でのクーリングオフは受付出来ないことを予めご了承ください。

② クーリングオフを妨げるための不実の告知により誤認や威迫困惑行為によってクーリングオフを行わなかった場合は改めて事業者からクーリングオフのできる旨を記載した書面を受取ってから 20 日間を経過するまではクーリングオフをすることができます。

【14】個人情報の取扱い

1. 会社はアフィリエイト登録申請及び登録済アフィリエイトの活動により知り得たアフィリエイトの個人情報については、事業の運営、アフィリエイトの管理、ビジネスに伴う告知、イベント等のお知らせのために利用します。
2. 会社が取得した個人情報は必要な範囲内において、第三者に以下の通り提供さ

せていただく場合があります。

- ① 登録手続き管理、入金管理、商品受注管理、アフィリエイト組織管理、アフィリエイト育成、活動支援などにより、氏名、活動実績等について Web サイト等を通じ当該アフィリエイトが所属する組織の上位アフィリエイトもしくは、上位代理店に提供する場合があります。
 - ② 報酬の支払い等、入金の為、金額情報を金融機関や代行機関に提供先から指定されたシステムを通じて提供します。
 - ③ 運送業者やこれに属するものによる書類や商品の発送を行う為に業者に提供します。
3. 会社は裁判所、警察、またはこれに準じた権限を有する機関から書面による照会があった場合は、対象個人情報について提供する場合があります。
 4. 会社は上記に利用目的の範囲内でアフィリエイト情報の全部もしくは一部を他の事業者へ委託する場合があります。
 5. 会社はアフィリエイト本人から開示対象個人情報について利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の求めがあった場合には遅延なく対応します。
 6. 申請書等への個人情報の記入項目には任意入力がありますが、ご記入いただけないときには、商品・サービス等を適切にご提供できない場合があります。
 7. 個人情報の開示等の求め及び苦情・相談につきましては、開示・苦情相談窓口までお申し出ください。

(開示・苦情相談窓口 Mail info@ad-enterprise.jp FAX 06-7635-5723)

(2017年7月1日版)